

第13章

その他景観形成に 関する考え方

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する考え方



1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する考え方

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として見る人に楽しさを与えたり、回遊する際のルート等を示すサインの役割を担うなど、まちのにぎわいを演出する上での景観を構成する要素である一方で、無秩序な表示や掲出が行われた場合には、良好な景観を阻害する要因となります。そのため、景観まちづくりを進める上では、屋外広告物の表示及び掲出位置、規模、形態意匠や色彩等について、周囲の景観と調和した誘導を図ることが必要です。

本市では、令和2年10月より山口県屋外広告物条例の事務移譲を受け、屋外広告物行政の事務運用を行っているところではありますが、良好な景観形成に向け、「岩国市屋外広告物条例」を定めることにより、景観計画区域との連携をめざします。

そのため、景観計画区域を対象に、屋外広告物条例に基づく禁止地域又は許可地域を設定し、屋外広告物全般に対する掲出等のあり方について基準を設け、地域の景観と調和した屋外広告物による景観形成を図ります。

また、重点地区においては、地域の特徴を活かしたきめ細やかな景観形成を図るため、各地区がめざす景観形成の方向性をもとに、地区の実情に応じた屋外広告物の掲出等に関するルールを設けることとし、景観計画と屋外広告物条例が連携した、一体的な景観まちづくりの実現をめざします。